

伊方 第3電源 事実確認リスト

条文番号	コメント内容	備考
	溢水防護上の配慮が必要な高さが「EL. 33.1m 以上」となっているが、EL が高いほど配慮が必要なのか説明すること。	P. II -8-1-3-1/E
	(注3) に「蓄電池 62 個を架台 8 台に保管し」となっているが、「保管」とはどういう意味か説明すること。	P. II -8-1-3-1/E
	電路の独立性、蓄電池（3 系統目）の位置的分散について具体的に説明すること。	P. II -8-1-4-2 関係
	基本設計方針のうち、設備分類等について GTG 工事計画と本申請の両方に変更申請している理由を説明すること。	P. II -8-1-4-31 ほか
	品質管理に係る体制について、原子燃料部長等が変更になっているが、これらの箇所が GTG 工認申請と異なっている理由を説明すること。	P. II -8-1-5-8 ほか
	「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」1. の 2 行目の条文を 9 条、第 54 条（第 2 項第 1 号及び第 3 項を除く。）で良いのか確認すること。	資料 3-1
9	保全区域の設定とケーブルダクト扱いの位置関係について、特重のダクト等の構造を示し、説明すること	資料 3-1
49	地盤は適用条文なのか、説明すること（審査対象条文ではないが）	補足（BAT-001 P6）
50	蓄電池（3 系統目）及び蓄電池（3 系統目）切替盤は常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に分類されているにもかかわらず、耐震重要度分類が記載されていない理由を説明すること。	P. II -8-1-4-22、P. II -8-1-4-32 関係
50	機能維持の基本方針において記載している Sc の定義はどこに記載してあるのか説明すること。	P. 資 8-6-23 ほか
50	主体構造として「制御弁式鉛蓄電池」と記載しているが、構造としてどのようなことを意味しているのかを説明すること。	P. 資 8-9-1-1
50	「耐震評価箇所については、第 2-1 表の説明図に示す」としているが、同表には評価箇所が示されていないのではないかと説明すること。	P. 資 8-9-1-3
50	許容応力状態 V a S の許容限界として IV a S の許容限界を用いることが可能である理由を説明すること。	P. 資 8-9-1-6
50	切替盤固有振動数の計算について、「機器の質量が均等に付加されている」こと「機器質量が機器重心位置に付加される」と仮定する	P. 資 8-9-2-4

	ことが妥当である根拠を説明すること。(内部機器の配置、接続されるケーブルの影響等を含む)	
50	過去の加震試験で得られている結果として決定している機能確認加速度が、評価基準として十分であることを説明すること。	P. 資 8-9-2-16
50	JASME PPD-3411 を適用基準・適用規格として記載していない理由を説明すること。	P. 資 9-1-2/E
52	火災防護設備の基本設計方針については、「火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。」としているが、「火災区域又は火災区画」としている場合や、「a. 火災の発生防止対策」のように「火災区域」についての記述しかない場合があるが、どのように分類して対策することとしているのかを説明すること。	P. II -8-4-3-1 ほか
52	火災感知設備のうち火災受信機盤及び光ファイバ温度監視盤は、中央制御室及び緊急時制御室において常時監視できる設計とされているが、具体的なすみ分けはどのようになっているのか説明すること。また、当該記述と第三電源設備との関係を説明すること。	P. II -8-4-3-6
52	消火設備の故障警報を「中央制御室又は緊急時制御室に発する設計とする」と変更しているが、具体的にどのように分類するのか説明すること。また、当該記述と第三電源設備との関係を説明すること。	P. II -8-4-3-9
52 添	「火災区域、区画」の書き分けを説明すること。 ・「水素等を内包する設備がある火災区域の換気」は、火災区画でないのか。	P. 資 4-7
52 添	所内常設直流電源設備（3系統目）と蓄電池（3系統目）の記載の違いを説明すること。	P. 資 4-6
52	「火災感知設備のうち火災受信機盤及び光ファイバ温度監視盤」の温度監視盤について、説明すること。	P. II -8-4-3-6
52	火災上のケーブルダクトの扱いにおいて、非常用ガスタービン発電機建屋と特重ダクトの間について、火災区域等を設定しているのか。また、感知・消火の扱いについて、記載すること。また、特重ダクトの第3バッテリーの電路の関係を説明すること。	P. 資 4-3
52	本認可申請において火災防護設備の基本設計方針が変更されているにもかかわらず、2.2 火災の感知及び消火において、「基本設計方針に変更はなく」としている理由を説明すること。	P. 資 4-2
52	2.2 火災の感知及び消火における「中央制御室等」との記述の「等」が何を指しているのかを説明すること。また、詳細設計審査である本認可申請書に具体的な名称を記載しない理由を説明すること。	P. 資 4-2
52	3.2 において火災区画を設定することとしているが、第三電源設備	P. 資 4-3 ほか

	が設置されるエリアは既工事計画等で火災区域には設定しているものの、火災区画を設定していないのではないかと、説明すること。	
52	油内包機器の配置上の考慮として耐火壁の設置を示しているが、具体的な耐火壁の配置を説明すること。	P. 資 4-6
52	水素等を内包する設備に対する火災の発生防止対策の説明は全て火災区域を対象としている（発火源への対策のみは火災区画を対象）が、区域全般にわたって記述している対策を行うという理解でよいか、説明すること。	P. 資 4-6～資 4-8
52	電気室の目的外使用の禁止については、電源供給に火災影響を与えない資機材等の保管は行うということを意味しているのか。	P. 資 4-8
52	蓄電池（3系統目）を構成する蓄電池本体も不燃性材料及び難燃性材料でないものを使用すると推測されるが、それに係る説明はどこに記載してあるのか示すこと。	P. 資 4-9～資 4-10
52	蓄電池の電槽の考え方は、第3電源と同じか、同じであれば、追記すること。	資 4-10
52	4.3において「津波（高潮含む。）からの防護を行う」としているが、具体的な対策はどこに記載してあるのか説明すること。	P. 資 4-10
52	4.3において「地滑り及び洪水については、発電用原子炉施設の地形を考慮すると、火災が発生するおそれはない」としているが、火災が発生するおそれがない具体的な説明をすること。（そもそも日本語としておかしい）	P. 資 4-10
52	耐震設計とすることと火災の発生防止の関係を説明すること。	P. 資 4-11
52	表 4-1 に火災区画名称を「第3蓄電池室」としているが、どこで設定しているのか説明すること。	P. 資 4-12
52	既工認計画によれば、蓄電池（3系統目）切替盤を設置する火災区域には光ファイバ温度監視装置が設置されているが、本認可申請では説明していない。第三電源設備との関係を説明すること。また、設置されている場合、IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験も適用基準・適用規格とすべきではないか。	P. 資 4-15
52	火災感知器の設計について既工事計画については添付資料7としているが、引用すべきなのは添付資料5ではないかと、引用先を説明すること。	P. 資 4-15
52	GTG 工事計画の添付資料5によれば、「水素が発生する可能性のある建屋内の火災感知器は（中略）非アナログ式の防爆型又は非アナログ式の接点構造を持たないものとする」としているが、GTG 建屋全体の火災感知器は防爆型という理解でよいか、説明すること。	P. 資 4-15

52	第3蓄電池室はケーブルスペースから給気されるとしているが、その接続構造について説明すること。	空調系統概略図
52	火災感知・消火に係る説明について、GTGと第三電源を分割して申請しており、GTG建屋で第三電源設備のみが配置されるエリアの消火設備についても、GT工事計画のみで説明することが適当なのか。感知及び消火の項目ごとに、整理すること。	
52	「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」がない理由を説明すること。 ・悪影響防止で、第3バッテリーとGTGの区画の耐火壁及び耐火扉の記載を追記。	
52	溢水防護に係る資料には溢水防護区画の図面が記載されているが、火災防護に係る資料に火災防護区域・火災防護区画の図面が添付されていない理由を説明すること。	
54	「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」を追加し、環境条件のd.荷重で、GTG工認を引用すること。(54条)	
54	5.1.5環境条件等(4)周辺機器等からの悪影響のうち火災防護に係る説明は、具体的にどの部分になるのかを説明すること。	P. II -8-1-4-63
54	「被水及び蒸気の影響については(中略)没水の影響評価のみ実施する」の意味について説明すること。(何を説明しているのか不明)	P. 資 5-1-1
54	溢水源及び溢水量の設定、溢水防護区画及び溢水経路の設定について既工事計画を引用しているが、蓄電池(3系統目)はGTG建屋に設置されるため、そちらに関する説明も必要ではないか。また、既工事計画の添付資料8-1を引用しているが、添付資料6ではないか、説明すること。	P. 資 5-1-2
54	溢水評価については全て既工事計画を基準としているが、当時はGTG建屋を考慮していない。既工事計画のみの引用で十分である理由を説明すること。	P. 資 5-4-1
54	・特重ダクト等の電路の溢水について、説明すること。	
78	準用番号の確認。準用すべき条文に可否を網羅的に説明すること。 ・第6条が該当しない理由。(電路あり) ・第20条が該当する理由(第3電源に固有の話ではない。)	
資料1	設置許可との整合性において、第3電源との関係で、記載ぶり説明をすること。 (アンダーラインの種類が異なっている場合の使い分けの基準、第3電源とは関係が見いだせない消火用水の説明など)	

資料 1	格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁、静的触媒式水素再結合装置及びイグナイタ作動温度計測装置への電気供給についての設置許可との整合性を説明すること。	
資料 2	蓄電池（3系統目）負荷切離しに係る経過時間はどの時点が0となるのか説明すること。	
資料 2	蓄電池の必要容量計算において、ケーブル長による電圧降下についてどのように考慮しているのかを説明すること。	
資料 2 別 添 1	蓄電池（3系統目）切替盤の電圧は125Vとしているが、蓄電池（3系統目）の電圧（138V）との関係を説明すること。	
資料 2 別 添 1	蓄電池（3系統目）切替盤の負荷の最大値が1～30分の約277Aとしているが、資料2によれば0～10秒の約479Aが最大値となっている。最大値を約277Aとする理由について説明すること。	
資料 2 別 添 1	必要な個数を1個とする根拠を説明すること。（1個とする根拠についての説明がどの部分か不明）	
資料 6-1	基本設計方針の品質保証の実施に係る組織及びその職務として記載されていた「原子力発電安全委員会」と「原子力保安研修所長」が記載されていない理由を説明すること。	P. 資 6-1-5
資料 7	電気構成図では静的触媒式水素再結合装置とイグナイタ作動温度計測装置は点線で結ばれており実線で結ばれていない。当該図の表現からすると点線は信号の経路のみを示しており、両機器の電源系統構成を示していないのではないか、説明すること。	P. 資 7-2/E
資料 7	基本設計方針によれば、格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁も水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備として蓄電池（3系統目）からも給電できることとしているが、そのことについての説明はどこに記載してあるのか、説明すること。	
添付 図面	目次に第2-2図の補足が抜けているのではないか、説明すること。	
添付 図面	単線結線図にガスサンプリングライン空気作動弁、静的触媒式水素再結合装置及びイグナイタ作動温度計測装置への電源供給ラインが記載されていないのではないか、説明すること。	
添付 図面	蓄電池（3系統目）切替盤に係る図面が添付されていない理由を説明すること。	